

大阪市告示第897号

令和3年大阪市告示第350号（港湾施設条例第10条第9項に基づく市長が設定する区域）を次のように改正し、令和4年7月1日から施行する。

令和4年7月1日

大阪市長 松 井 一 郎

○港湾施設条例第10条第9項に基づく市長が設定する区域

1 岸壁及び荷さばき地のうち次の施設において、正当な理由のない立入りの禁止を明示された区域

北港岸壁及び北港地区荷さばき地のうちW51

桜島岸壁及び桜島地区荷さばき地

梅町岸壁

梅町西岸壁及び梅町地区荷さばき地のうちW47・49

北港白津岸壁及び北港白津地区荷さばき地のうちWHS 1・2・3・4・5

大阪港サイロ岸壁

安治川第1号岸壁

安治川第2号岸壁

天保山岸壁

中央突堤北岸壁

第2号岸壁

第3号岸壁及び第1・2・3突堤地区荷さばき地

第5号岸壁のうちW22・24

第6号岸壁

第7号岸壁

第10号岸壁及び大正内港突堤地区荷さばき地のうちW46・48・50

第11号岸壁及び大正内港突堤地区荷さばき地

A岸壁及び南港A地区荷さばき地のうちWA 1・2

J 岸壁及び南港 J 地区荷さばき地のうち W J 1・2

K 岸壁及び南港 K 地区荷さばき地のうち W K 2

R 岸壁及び南港 R 地区荷さばき地のうち W R 1・2

南港 C 6 岸壁及び南港中ふ頭南地区荷さばき地

南港 C 7 岸壁及び南港中ふ頭南地区荷さばき地

2 泊地のうち次の施設に係留した国際航海船舶（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する船舶）の周囲 30メートル内の区域

北港岸壁のうち W51

桜島岸壁

梅町岸壁

梅町西岸壁のうち W47・49

北港白津岸壁のうち W H S 1・2・3・4・5

大阪港サイロ岸壁

安治川第 1 号岸壁

安治川第 2 号岸壁

天保山岸壁

中央突堤北岸壁

第 2 号岸壁

第 3 号岸壁

第 5 号岸壁のうち W22・24

第 6 号岸壁

第 7 号岸壁

第 10 号岸壁のうち W46・48・50

第 11 号岸壁

A岸壁のうちWA1・2

J岸壁のうちWJ1・2

K岸壁のうちWK2

R岸壁のうちWR1・2

南港C6岸壁

南港C7岸壁

国際フェリー岸壁

大阪港コンテナ埠頭第1号岸壁

大阪港コンテナ埠頭第2号岸壁

大阪港コンテナ埠頭第3号岸壁

大阪港コンテナ埠頭第4号岸壁

大阪港コンテナ埠頭第8号岸壁

南港C9岸壁

夢洲C10岸壁

夢洲C11岸壁

夢洲C12岸壁

大阪港ライナー埠頭第1号岸壁

大阪港ライナー埠頭第2号岸壁

大阪港ライナー埠頭第3号岸壁

大阪港ライナー埠頭第4号岸壁

大阪港ライナー埠頭第5号岸壁

大阪港ライナー埠頭第6号岸壁

大阪港ライナー埠頭第7号岸壁

中山製鋼所西本岸壁

サミットスチール株式会社

アスト株式会社北港ターミナル

辰己商會安治川ケミカルターミナル危険物専用岸壁

大阪港鉄鋼岸壁

大阪港梅町東岸壁のうちW29・35

(大阪港湾局計画整備部海務課)